

平成 2 2 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(文部科学省関係)

平成 2 1 年 7 月 1 4 日

全 国 知 事 会

目 次

《政策要望》

教育施策の推進について

1 教育施策の推進	1
2 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し	3
3 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の在り方	4
4 国立大学法人運営費交付金の在り方	5
5 高等学校施設の耐震化の促進	6

教育施策の推進について

1 教育改革の推進

地方公共団体が、自主的・自律的に地域に根ざした特色ある教育行政を実現することができるよう、国においては、その趣旨を踏まえた教育改革について国民の理解を深めるなど、環境の整備を一層推進すること。

また、地方分権の趣旨を踏まえて地方の自主性の向上が図られ、地域における教育が更に充実したものになるよう、地方公共団体の円滑な行財政運営に十分配慮した適切な施策の展開を図ること。

さらに、教員の、子どもと向き合う時間の拡充を図るなど、喫緊の教育課題に対応した次期教職員定数の改善計画を早期に策定すること。

中核市等への県費負担教職員の人事権移譲を検討するに当たっては、地方の意見を十分踏まえること。

いじめ問題については、その抜本的な解決に向けて国民的に議論するとともに、地方・学校現場における取組の充実のため、必要な措置又は支援策を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 教育改革の趣旨や内容について、国民に対する説明を十分に行うなど、普及活動の徹底を図ること。
- (2) 子どもたちが受ける教育に格差が生じないように、私立学校振興をも含め、地方の自主的な諸施策をより一層効果的に展開できるよう、地方公共団体の行財政運営に十分配慮すること。
- (3) 地方の意見を反映した次期教職員定数改善計画を早期に策定、実施すること。
- (4) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の教育制度の実施に当たっては、障害の状態及び特性に応じた就学指導及び学習の場の設置・運営の在り方やそれに伴う人的配置、あるいは教員の専門性の向上や医療・福祉等の専門家の積極的な活用など、地方において柔軟な教育が可能となるよう必要な措置を講じること。

また、特別支援教育の充実に向け、特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校、中等教育学校に、特別支援教育コーディネーターとして専門的な担当教員を配置できるよう、義務教育諸学校標準法及び高等学校標準法上に位置付けるなど必要な措置を講じること。
- (5) 国は、中核市等への教職員人事権の移譲を検討するに当たっては、地方の意見を十分踏まえること。

- (6) いじめ問題の抜本的な解決に向けて国民的に議論するとともに、地方・学校現場における取組の充実のためのスクールカウンセラーの充実など教育相談体制の強化や、他人を思いやる心を育てるための道徳教育や人権教育の推進等、必要な措置又は支援策を講じること。
- (7) 国庫委託事業や国庫補助事業の運用に当たっては、急な制度変更により地方財政の安定性を損なうことのないようにするとともに、スクールソーシャルワーカー活用事業などの事業目的が円滑に達成できるよう十分配慮すること。

2 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し
政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期
に実施することとし、そのスケジュールを早期に提示すること。
その際、道府県が広域的調整を図る仕組みを構築すること。

【具体的な要望事項】

教育における地方分権を進め、政令指定都市が自主的・主体的な教育行政を展開することができるよう、中核市等への人事権の移譲の検討に先立ち、まずは政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期に実施すること。

また、道府県から政令指定都市に円滑に事務等が移管されるよう、制度見直しのスケジュールを早期に示すこと。

その際、人材や教育水準等の確保の観点から、道府県が政令指定都市とその他の市町村との広域的調整を図る仕組みを構築すること。

- 3 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の在り方
- 国（文部科学省）及び財団法人日本体育協会は、開催都道府県の意見を十分反映して国民体育大会の充実・活性化及び大会運営の簡素・効率化に向けて継続的に改革を推進するとともに、開催にかかわる経費を応分に負担すること。
- また、国民体育大会直後に開催される全国障害者スポーツ大会についても、国（厚生労働省）は応分の負担をすること。

【具体的な要望事項】

- (1) 国民体育大会の改革を推進するに当たっては、開催都道府県の意見を十分反映すること。
- (2) 国及び財団法人日本体育協会はスポーツ振興法の理念に基づき、国体開催経費の応分の負担をすること。
- (3) 国は、全国障害者スポーツ大会開催経費の応分の負担をすること。

4 国立大学法人運営費交付金の在り方

国立大学が安定的な運営の下で、高等教育への進学機会の保障や中核的な人材の育成、行政・民間企業等との連携による貢献など地域における「知の拠点」としての重要な機能、役割を持続的に果たせるよう、必要な運営費交付金を措置すること。

【具体的な要望事項】

国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直しに当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入することなく、各国立大学が地域において果たしている「知の拠点」としての機能や役割の重要性を十分考慮の上、必要な運営費交付金を措置すること。

5 高等学校施設の耐震化の促進

高等学校施設については、小・中学校施設と比べ、耐震化促進のための十分な財源措置がなされていないことから、国において早急に必要な財源を措置すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 公立高等学校施設の耐震化については、現在、地方債の元利償還金に対する地方交付税措置があるが、更に耐震性の確保を促進するため、公立高等学校の耐震化についても「安全・安心な学校づくり交付金」等の対象とするとともに、早急に地方交付税措置を公立小・中学校施設並みに拡充すること。
- (2) 私立高等学校施設についても、早急に、耐震化のための補強工事の補助率を公立小・中学校施設並みの2/3に引き上げるとともに、現在、対象となっていない耐震化のための改築工事を補助対象に加えること。